

1. 教員および授業の概要

①教員名：岩本 浩史 (Iwamoto Hiroshi)

②担当科目

- ・博士前期課程：地域開発政策専門講義 6 (地域環境法制)
- ・地域開発政策研究指導 I ～IV

③教員のプロフィール

- ・京都大学大学院法学研究科公法専攻博士後期課程単位取得満期退学
- ・行政法学専攻

④所属学会

⑤研究領域や関心をもっているテーマ

ライフワークのようなテーマは未だ持っておらず、毎年のように関心が移り変わるが、近年の研究領域は以下の通りである。

- ・法律と条例の関係 (条例の違法判断基準)
- ・行政指導を理由とした申請処理の遅延の法的評価
- ・学校規範 (学則・校則等) の法的性質

⑥研究指導方針

研究テーマ及び研究方法については皆さんの自主性を最大限に尊重する。大学院レベルであれば、選択した研究テーマについて私よりも詳しくなることがむしろ当然であるので、私は、指導するというよりも、教わるつもりで様々な (ときには意地悪な) 質問を投げかけたい。

⑦指導可能な研究テーマ

行政法に関するテーマであれば、一応指導可能である。

2. 研究業績リスト

①著書

- (1) 芝池義一・見上崇洋・曾和俊文 (編著) 『まちづくり・環境行政の法的課題』 (日本評論社、2007年8月) 275-289頁 (第2編13章「産業廃棄物処理施設に対する自治体による規制」) 担当。
- (2) 曾和俊文ほか (編) 『行政法理論の探求』 (芝池義一先生古稀記念) (有斐閣、2016年3月) 111-135頁 (「学校規範の法的性質」) 担当。

②論文

- (1) 「文書閲覧の法的性格と機能—ドイツ法を素材として— (1) (2・完)」法学論叢 (京都大学法学会) 143巻2号 (1998年5月) 47—60頁、144巻3号 (1998年12月) 67—88頁
- (2) 「行政指導と『相当の期間』」総合政策論叢 (島根県立大学総合政策学会) 18号 (2010年2月) 85—97頁

③判例評釈

- (1) 「公健法上の補償給付と損害賠償請求訴訟との関係」(最高裁平成 29 年 9 月 8 日) 速報判例解説 (新・判例解説 Watch) (法学セミナー増刊) 22 号 (2018 年 4 月) 47—50 頁
- (2) 「内閣官房報償費の支出関連文書の一部につき開示が認められた事例」(最高裁平成 30 年 1 月 19 日判決) 速報判例解説 (新・判例解説 Watch) (法学セミナー増刊) 23 号 (2018 年 10 月) 53—56 頁

3. 学生に対するメッセージ

私自身も経験があるのですが、研究テーマを確定するのはそれほど容易ではありません。漠然とした問題意識や関心と、論文の対象となる具体的な研究テーマの間には大きな差があります。さらに、そもそも「漠然とした問題意識や関心」を持つことすら困難である場合もあり得ます。「自分が何に興味を持っているのか分からない」、そういった状態に陥ったことが私にもあります。それでも、多くのテーマを調べていくうちに、比較的興味を持ってそうな題材に行き当たるものです。

私のこれまでの研究テーマは、ドイツの行政手続法からスタートして、自治体立法 (条例・規則)、廃棄物問題、国家賠償、民による行政、教育法、さらには全く専門の異なる刑務所問題まで、よく言えば幅広く、悪く言えば一貫性がないと言えるでしょう。飽き症なのかもしれませんし、未だ一生付き合えるテーマに出会っていないだけなのかもしれません。

ただ、好き嫌いもあります。法律学の研究には、ある法制度や法概念の変遷を検討する歴史論、現在起こっている具体的な政策課題 (あるいは将来起こることが予想される問題) に対処するための法制度を論ずる立法論・政策論もありますが、あまり食指が動きません。ある問題について法令をどのように解釈・適用すべきかという解釈論が最も面白いと感じます。それはなぜかというと、「言葉のパズル」を解くという感覚があるからだと思います。若干問題なのは、このような私の趣味傾向からすると、「どのように解釈すれば妥当な結論を得られるか」よりも、「どのように解釈すれば面白いのか」を重視してしまうおそれがあることです。

皆さんが何を面白いと感じるかは分かりませんが、良いテーマに巡り合えることを願いますし、そのお手伝いをさせていただければよいと思います。